

旭地区雑草刈機貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、里山等整備による旭地区の環境保全を図るため、豊田市旭支所（以下「旭支所」という。）が管理する雑草刈機の貸出しに関し、必要な事項を定めるものである。

（貸出対象者）

第2条 雑草刈機の貸出しを受けることができる者（以下「使用者」という。）は、旭地区区長会に属する自治区とし、個人への貸出しはしないものとする。

（雑草刈機の使用範囲）

第3条 雑草刈機を使用できる範囲は、旭地区内とする。

（貸出期間）

第4条 雑草刈機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め7日以内（旭支所の閉庁日を含む）とする。また、貸出し及び返却時間は旭支所開庁日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

（貸出手続）

第5条 使用者は、貸出しを受けようとする日の5開庁日前までに「雑草刈機貸出申請書（様式第1号）」を旭支所に提出しなければならない。

（貸出許可）

第6条 旭支所長は、貸出申請の内容を審査の上、「雑草刈機貸出許可書（様式第2号）」を交付し、貸出しを許可するものとする。

（貸出条件）

第7条 使用者は、雑草刈機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）定められた用法に従うこと。また、機器の性能を超えて使用しないこと。
- （2）第三者に転貸しないこと。また、使用させないこと。
- （3）使用者が雑草刈機を操作し、旭支所指定の保管場所から運搬すること。
- （4）運搬前に必ず点検を行い、雑草刈機に不備がないことを確認した上で貸出しを受けること。
- （5）第6条の規定により許可を受けた使用者は、貸出日の前日までに第10条第1項の損害を賠償する保険に加入すること。
- （6）使用時は、防護眼鏡を着用する等、安全に十分配慮し作業を行うこと。
- （7）作動音等周辺の住環境に配慮して作業を行い、刈り取りした雑草は適正に処理すること。

- (8) 保管に当たっては、毀損又は盗難等の被害に遭わないよう適切に管理すること。
また、屋根のある場所若しくはビニルシート等で覆う等、適切な条件下で保管すること。
- (9) 返却するときは、必ず清掃及び点検した上で返却すること。
- (10) 返却するときは、燃料タンクを満タンにした上で返却すること。
- (11) 使用者が雑草刈機を操作して、旭支所指定の保管場所へ返却すること。

(返却手続)

第8条 雑草刈機を返却する際は、「雑草刈機使用報告書(様式第3号)」を旭支所に提出すること。

- 2 旭支所は雑草刈機に不備がないこと確認し、返却を受け付けるものとする。

(事故等の報告)

第9条 使用者は、次に該当したときは、直ちに旭支所へ電話連絡するとともに「雑草刈機事故報告書(様式第4号)」を旭支所長に提出すること。

- (1) 使用者の故意又は過失によって雑草刈機を毀損又は滅失したとき。
- (2) 事故や怪我が発生したとき。

(損害賠償)

第10条 雑草刈機の使用中の事故等により生じた損害賠償等一切の費用は、使用者が負担すること。

- 2 使用者の故意又は過失によって雑草刈機を毀損又は滅失したときは、使用者の責任において原状回復し、又は損害を賠償すること。

(費用負担)

第11条 雑草刈機の貸出料は、無料とする。

- 2 雑草刈機の運搬や使用に要する一切の費用は、使用者が負担するものとする。ただし、替え刃等の消耗品及び維持管理費用は、旭支所が負担するものとする。

(貸出許可の取消し等)

第12条 旭支所長は、使用者がこの要綱に違反したときは、貸出しを停止し、又は貸出しの許可を取消することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は旭支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。